

LGWAN 接続系端末調達に関する情報提供依頼

1 目的

周南市（以下、「本市」という。）では、現行の LGWAN 接続系端末が令和6年12月をもって更新時期を迎えることから、次期調達に関する仕様を検討しています。

次期 LGWAN 接続系端末の導入にあたっては、多様化する働き方への対応や災害等の発生時においてもセキュリティを確保した上で業務を確実に遂行できる環境を整備するとともに、事務を効率化し、職員の生産性を向上させることで、より質の高い行政サービスの提供へつなげることを目標としています。

つきましては、当該調達に関する経費見積および調達仕様書の調製を目的として、各事業者に対し情報提供および調達仕様案への意見を募集いたします。

2 依頼内容

(1) 情報提供依頼の対象とする調達案件

LGWAN 接続系端末等賃貸借（リース）

(2) 賃貸借期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日までの5年間（60か月）

(3) 費用の限度額

407,220千円（税込み）

(4) 本市の現状

- ・ 端末は、デスクトップ型
- ・ ネットワークへの接続は、有線で、 α モデル（総務省提唱の三層分離ネットワーク構造）を採用

(5) 次期調達仕様案（前提： α モデル継続）

- ・ 端末は、ノート型（サイズ：14インチ程度、重量：1.5kg以下）とし、1,500台の同一機種を調達すること
- ・ ネットワークへの接続は、無線・有線どちらも可能であること
（無線接続の機能は必須とするが、有線への接続は外付け機器による接続も可）
- ・ 庁外への端末持ち出しを想定し、紛失時にデータが流出しないよう、端末自身にデータを保存させない仕組みを有すること

- ・庁外への端末持ち出し時には、外部のインターネット回線から、庁内のネットワークに接続することで、庁内での業務時と同様にファイルサーバーや庁内メールソフト等にアクセスが可能であること。ただし、他に情報が漏洩しない仕組みを有することで、セキュリティが担保されること
- ・Microsoft365 Apps for enterprise のライセンスを含む
- ・端末の故障時や職員異動時には、別の端末からログインすることで、元の環境が復元できる等、復旧が簡易であること
- ・運用形態については、シンクライアント方式（ただし、RDS（Remote Desktop Services）は対象外）、其他方式かは問わない
- ・端末の初期設定及び本市の用意するソフトウェアの導入並びに設置（設置場所は別紙参照）は、調達事業者によるものとする。なお、本市の用意するソフトウェアの導入時は、ネットワークへの接続が必要なため、本市にて本庁舎に作業場所を用意する

(6) 依頼する情報

ア 調達仕様を実現できる機器構成の説明資料

イ 上記本市の希望する調達仕様を満たす概算見積

見積の明細として、以下の金額が分かる資料をご提出ください。

- ・ハードウェア（サーバー、ネットワーク機器等含む）の賃貸借料
- ・ソフトウェアの賃貸借料
- ・導入作業人件費
- ・運用保守作業人件費
- ・運搬費
- ・その他費用
- ・補足事項（仕様書案記載の要件からの追加事項など）

ウ 導入スケジュール

3 実施期間

参加表明期限	令和5年8月31日（木）17時
質疑受付期限	令和5年9月6日（水）17時 ※概ね3開庁日以内を目安に回答いたします。
提出期限	令和5年10月2日（月）17時

4 情報提供の要領

(1) 参加条件

「令和4・5年度周南市競争入札等参加資格者名簿（物品調達等）」の（大分類）借入品類の（小分類）パソコン・ネットワーク機器類に登録されていることを参加要件とします。

(2) 参加方法

様式1（RFI 参加申込書）を「(4)連絡窓口」記載のアドレスに電子メールでご提出ください。

(3) 参加表明後の辞退

様式2（RFI 参加辞退届）を電子メール、郵送または直接持参してください。

(4) 連絡窓口

山口県周南市岐山通1丁目1番地

周南市企画部スマートシティ推進課 システム管理担当：兼重、樫部

電話番号：0834-22-8236

電子メール：joho@city.shunan.lg.jp

(5) 提出方法

電子メール、郵送、宅配、直接持参のいずれの方法でも可能です。電子メール以外の場合は、電子データも添付してください。

(6) 質疑応答

本情報提供依頼に関する質疑の受付・回答は、電子メールで行います。書式は問いません。

5 その他

(1) 情報提供いただいた事業者に対し、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

(2) 提出資料は、返却いたしません。なお、情報提供に要した費用は、情報提供事業者の負担になります。

(3) 提出された資料は、「1目的」で示した範囲内において本市にて利用します。提供事業者に断りなく第三者に開示することはありません。ただし、本市が仕様等を検討するにあたって、本市と守秘義務契約を締結する外部コンサルタントに資料を貸与することがあります。

(4) 本情報提供依頼は、発注単位や仕様検討をするために行うものであり、将来本市が本端末調達を行うことや、情報提供事業者に特別の地位を確約するものではありません。

なお、将来本市が本端末調達を行う際に、本件にて情報提供いただいたことにより、応札義務が生じることはありません。また、本件にて情報提供いただいた場合でも、調達時の地域要件等により、応札不可となる可能性があります。